

平成26年8月18日  
福知山都市ガス株式会社

平成26年8月15日からの豪雨による  
被災者に対するガス料金その他の特別措置について

このたびの大雨により被災されましたお客様に心から謹んでお見舞い申し上げます。今回の大雨は、当社供給区域の多くのお客様に相当の影響を与え、京都府福知山市に対して災害救助法が適用されました。

つきましては、被災されたお客様に対し、ガス料金その他について特別措置を講ずるために、本日、経済産業大臣に「供給約款以外の供給条件」の実施について認可申請し、下記のとおり同日認可されました。

記

1. 適用対象

災害救助法適用地域（京都府福知山市）において被災されたお客様

2. 特別措置の内容

被災されたお客様からお申し出のあった場合に以下の措置を適用します。

- (1) 被災によりガスの使用ができなくなったお客様が、同一場所で応急的にガスを使用するために臨時のガスエ事を行うにあたり、平成26年10月31日までにお申し込みがあった場合、そのガス工事費は全額当社負担といたします。
- (2) 被災されたお客様の平成26年7月（支払期限日が8月17日以降となるものに限る。）、8月及び9月検針分の各ガス料金の支払い期限をそれぞれ1ヵ月間延長いたします。
- (3) 被災日（災害救助法適用日）の属する料金算定期間の翌料金算定期間から6ヶ月間において、被災されたお客様がガスを全く使用されなかった料金算定期間については基本料金を免除します。

この件に関するお問合せは

福知山都市ガス株式会社 駅前営業所

電話：0773-24-1500

FAX：0773-24-2525

Emai：w612@itami-grp.co.jp

をお願いします。